

解体工事・建設工事を発注される方へ

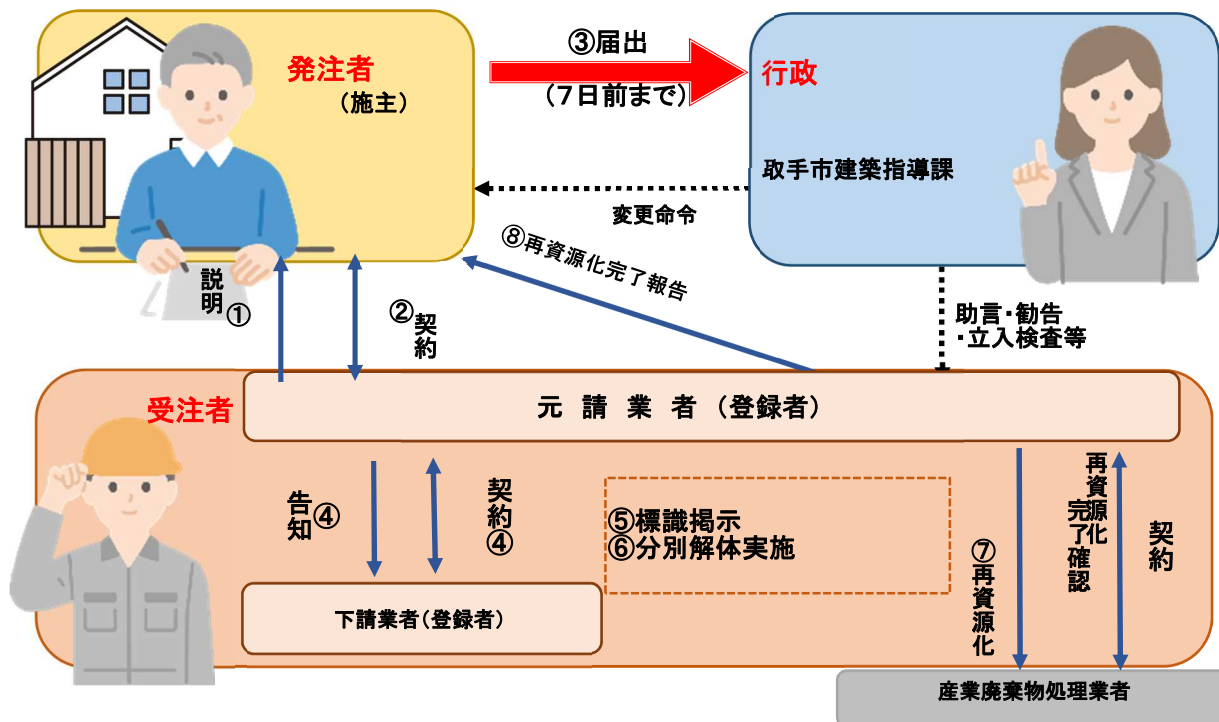
【建設リサイクル法】をご存じでしょうか？

○ 建築物の新築・解体には法律に基づく手続きが必要です。

- ・届出：発注者(施主)には、工事の計画等についての届出を義務づけています。
※対象建設工事(床面積80㎡以上など)
- ・登録：建築物等の解体工事を実施する受注者は建設業許可(土木工事業、建築工事業、解体工事業)または、**解体工事業登録**が必要です。
- ・事前調査：全ての建物の解体・リフォーム工事でアスベスト含有建材の有無を調査する必要があります。(大気汚染防止法)
- ・分別解体等及び再資源化(リサイクル)等が義務づけられています。

適正な手続きが環境保全・不法投棄の防止につながります。

工事発注から実施の流れ



「解体工事等の届出」について

取手市建築指導課

TEL 0297-74-2141

「解体工事業登録」について

茨城県検査指導課

TEL 029-301-4386

「アスベスト関連」について

茨城県環境対策課

TEL 029-301-2961